

京都府建設業協会京都支部 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、京都府建設業協会京都支部 理事・監事の選任に関し、支部規約第12条4項に該当する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(役員定数)

第2条 役員の定数は京都支部規約第11条の範囲内で前年度理事会において決定する。

(選任方法)

第3条 理事・監事の選任は、第4条以下に定める規定に従い投票により選任する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員は、前年度理事会で選任する。

2 選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付と候補者の公示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認・発表
- (4) その他選挙管理に必要な事項

(選挙の方法)

第5条 投票は投票用紙により、無記名により投票を行う。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付する。
- 3 各会員の投票権票数は別途 投票規定細則に定める

第6条 正会員は投票用紙に投票する者の名前と票数を記入し、投票時間内に投票所にて行う。

(代理投票)

第7条 正会員は代表者の委任状を持参する者に代理投票をさせることができる。

(立候補受付、投票日及び開票日の日時及び場所)

第8条 立候補受付、投票日の日程及び投票時間と場所は選挙管理委員会が決定し正会員に通知する。

- 2 立候補者の届出がなかったとき、または、支部規約第11条に定める定数に満たなかったときは、前年度理事会において推薦するものとする。
- 3 開票は即日、会員に公開して行うものとする。

(当選人)

第9条 当選は有効投票数の多い者から順次当選人とする。

- 2 得票数が同数の場合は、年齢の高い者を当選人とする。
- 3 立候補者数が第2条で定める役員の定員数を下回る場合は全員当選とする。

(当選の辞退)

第10条 当選人が辞退した場合は順次定数まで繰上げ当選とする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は選挙管理委員会が定める。

付則 1. この規定は平成17年5月24日から施行する。

※平成25年5月30日 一部改正

○投票規定細則

- 1、理事の選任投票について各会員の票数は前年度支部会費納入金額に基づき、別表1のとおりとする。

○別表1

納入会費額	票数	納入会費額	票数
最高会費金額の1/10未満の会員	1	最高会費金額の5/10以上 6/10未満の会員	6
最高会費金額の1/10以上 2/10未満の会員	2	最高会費金額の6/10以上 7/10未満の会員	7
最高会費金額の2/10以上 3/10未満の会員	3	最高会費金額の7/10以上 8/10未満の会員	8
最高会費金額の3/10以上 4/10未満の会員	4	最高会費金額の8/10以上 9/10未満の会員	9
最高会費金額の4/10以上 5/10未満の会員	5	最高会費金額の 9/10以上の会員	10